

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第51号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(農商工等連携促進法の特例)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 農商工等連携促進法第12条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用<u>(第3項に定めるものを除く。)</u>については、第3条第2項中「10年以内（3年以内の据置期間を含む。）」とあるのは「12年以内（5年以内の据置期間を含む。）」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律<u>(平成20年法律第38号)</u>第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画」とする。</p> <p>3 <u>農商工等連携促進法第12条第2項の規定の適用を受ける者</u>の貸付資格については、第4条第3項の規定にかかわらず、林業・木材産業改善措置の内容が中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）<u>第3条</u>に掲げる措置であって知事が別に定める要件に該当する場合に知事等がこれを認定するものとする。</p>	<p>(農商工等連携促進法の特例)</p> <p>第20条 [略]</p> <p>2 農商工等連携促進法第12条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第3条第2項中「10年以内（3年以内の据置期間を含む。）」とあるのは「12年以内（5年以内の据置期間を含む。）」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画」とする。</p> <p>3 <u>第1項に規定する者</u>の貸付資格については、第4条第3項の規定にかかわらず、林業・木材産業改善措置の内容が中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）<u>第3条各号</u>に掲げる措置であって知事が別に定める要件に該当する場合に知事等がこれを認定するものとする。</p> <p><u>(六次産業化法の特例)</u></p> <p><u>第23条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第10条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2項中「林業従事者等」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第5条第4項第2号に掲げる措置を行う同法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）」と、第3条第1項中「1林業従事者等」とあるのは「1促進事業者」と、第4条第4項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」とする。</u></p>

(補則)  
 第23条 [略]  
 附 則  
 1・2 [略]

2 六次産業化法第10条第2項の規定の適用を受ける者についてこの規則の規定の適用については、第3条第2項中「10年以内（3年以内の据置期間を含む。）」とあるのは「12年以内（5年以内の据置期間を含む。）」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する総合化事業計画」とする。

3 第1項に規定する者の貸付資格については、第4条第3項の規定にかかわらず、林業・木材産業改善措置の内容が地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）第7条各号に掲げる措置である場合に知事等がこれを認定するものとする。

(補則)  
 第24条 [略]  
 附 則  
 1・2 [略]

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第114条、第116条第4項、第119条、第122条第2項、第123条第2項、第125条及び第126条第2項の規定の適用を受ける者についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	10年以内（3年以内）	13年以内（6年以内）
第3条第2項 第1号	12年以内（3年以内）	15年以内（6年以内）
第3条第2項 第2号	15年以内（3年以内）	18年以内（6年以内）
第4条第1項	林業・木材産業改善 資金貸付資格認定申 請書	林業・木材産業改善 資金貸付資格認定申 請書及び東日本大震 災に対処するための 特別の財政援助及び 助成に関する法律の 農林水産省関係規定 の施行等に関する政 令（平成23年政令第

		132号)第1条第1項各号に規定する証明を記載した書面(以下「東日本大震災に係る被災証明書」という。)
第20条第2項	12年以内(5年以内)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画	15年以内(8年以内)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画及び東日本大震災に係る被災証明書
第21条	12年以内及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画	15年以内、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画及び東日本大震災に係る被災証明書
第22条	12年以内及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第10条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画	15年以内、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第10条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する木材製造高度化計画及び東日本大震災に係る被災証明書
第23条第2項	12年以内(5年以内)	15年以内(8年以内)

		<u>及び地域資源を活用 した農林漁業者等に よる新事業の創出等 及び地域の農林水産 物の利用促進に關す る法律第5条第1項 の規定に基づく認定 を受けた同項に規定 する総合化事業計画</u>	<u>、地域資源を活用し た農林漁業者等によ る新事業の創出等及 び地域の農林水産物 の利用促進に關する 法律第5条第1項の 規定に基づく認定を 受けた同項に規定す る総合化事業計画及 び東日本大震災に係 る被災証明書</u>
--	--	--	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則附則第3項の規定は、平成23年3月11日から適用する。